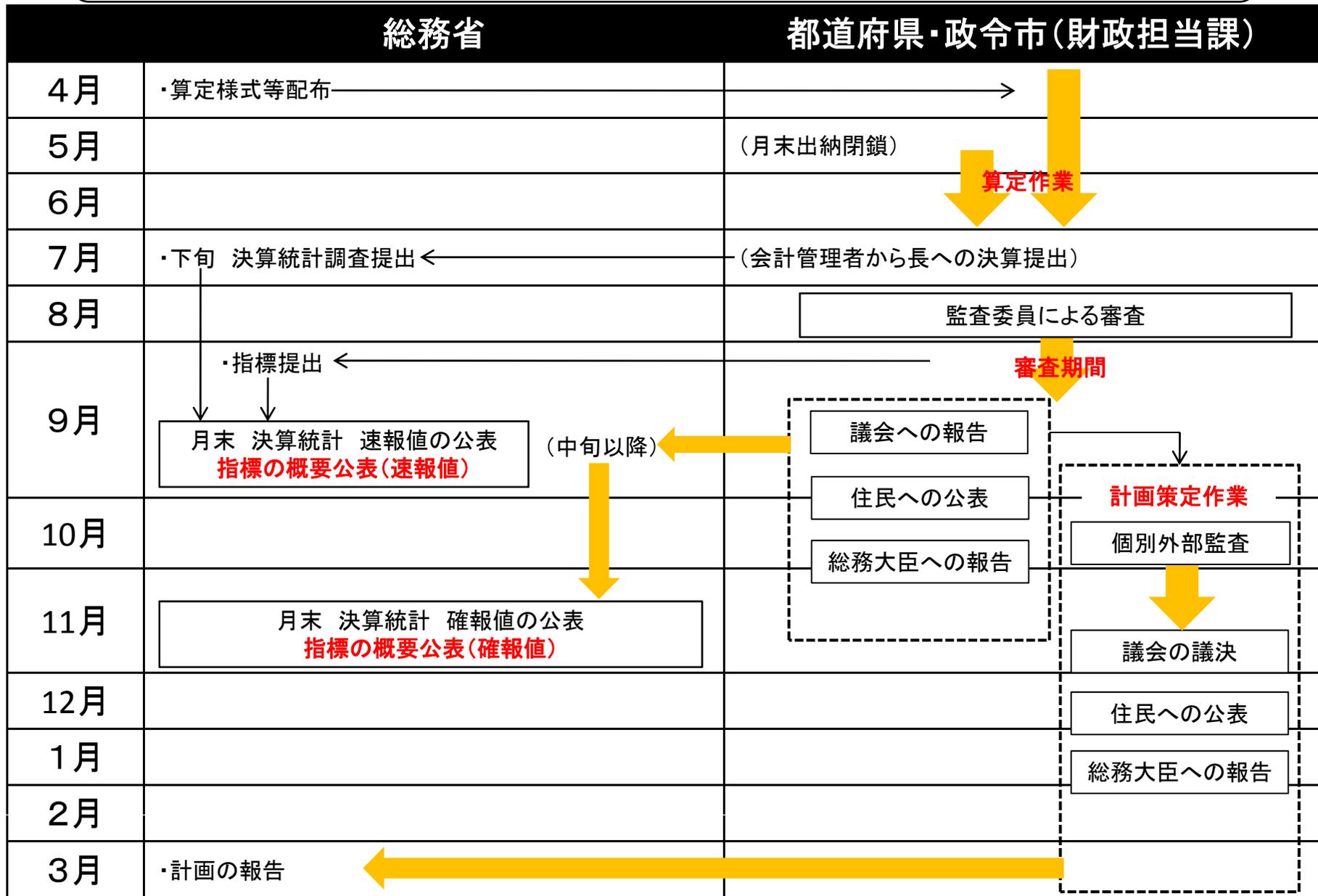


健全化法に係る標準的なスケジュールのイメージ（案）（市区町村）

	総務省	都道府県	市区町村
4月	・算定様式等配布		→
5月			(月末出納閉鎖)
6月			↓ 算定作業
7月		・下旬 決算統計調査提出 ←	(会計管理者から長への決算提出)
8月	下旬 決算統計調査提出 ←	・下旬 決算統計調査とりまとめ	↓ 監査委員による審査
9月	↓ ・指標提出 ← ↓ 月末 決算統計 速報値の公表 指標の概要公表(速報値)	・指標提出 ← ・指標とりまとめ (中旬以降)	↓ 審査期間 ↓ 議会への報告 住民への公表 都道府県知事への報告
10月	・総務大臣への報告のとりまとめ ←	(月末まで) 総務大臣への報告	↓ 計画策定作業 ↓ 個別外部監査
11月	↓ 月末 決算統計 確報値の公表 指標の概要公表(確報値)	↓ 市区町村分指標の概要公表	↓ 議会の議決
12月			↓ 住民への公表
1月			↓ 都道府県知事への報告
2月			
3月	・計画の概要の報告 ←	・計画の報告 ←	

※ 計画策定団体は、計画の実施状況を毎年度9月30日までに国、都道府県に報告する義務がある。

健全化法に係る標準的なスケジュールのイメージ（案） （都道府県・政令市）



※ 計画策定団体は、計画の実施状況を毎年度9月30日までに国、都道府県に報告する義務がある。